

改正後

改正前

連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

提出用

- この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署(所得税担当)におたずねください。

四面

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		④(あなた)	⑤(共有者)	⑥(共有者)	⑦ 合計等
取得した資産	家屋の取得対価の額	①			円
	各共有者の共有持分	②			
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額(①×②)	③	円	円	
土地等	土地等の取得対価の額	④			円
	各共有者の共有持分	⑤			
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤)	⑥	円	円	
取得した資産に係る取得対価の額	(③+⑥)	⑦			円
	(⑦+⑧)				
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額	⑧			円
	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨			
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩			
	連帯債務による当初借入金額	⑪			
取得した資産に係る資金の状況	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫			円
	(⑩+⑫)				

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

- ※1 ⑧欄及び⑩欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下「証明書」といいます。))に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます)。
- 2 ①欄と④欄の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。))と、⑤欄及び⑥欄の⑦の金額と⑧欄の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。))とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑩)	円(赤字のときは0)	円(赤字のときは0)	円(赤字のときは0)	円(赤字のときは0)
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑩÷⑦)	%	%	%	100
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑩×⑭)	円	円	円	円
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮)				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、⑩欄について、それぞれの借入れの区分ごとに計算します。
- ※2 ⑩欄の割合及び⑭欄の金額を各共有者の「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」の⑤欄及び⑥欄に転記します。

提出用

- この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署(所得税担当)におたずねください。

四面

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		④(あなた)	⑤(共有者)	⑥(共有者)	⑦ 合計等
取得した資産	家屋の取得対価の額	①			円
	各共有者の共有持分	②			
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額(①×②)	③	円	円	
土地等	土地等の取得対価の額	④			円
	各共有者の共有持分	⑤			
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤)	⑥	円	円	
取得した資産に係る取得対価の額	(③+⑥)	⑦			円
	(⑦+⑧)				
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額	⑧			円
	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨			
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩			
	連帯債務による当初借入金額	⑪			
取得した資産に係る資金の状況	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫			円
	(⑩+⑫)				

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

- ※1 ⑧欄及び⑩欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下「証明書」といいます。))に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます)。
- 2 ①欄と④欄の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。))と、⑤欄及び⑥欄の⑦の金額と⑧欄の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。))とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑩)	円(赤字の場合は0)	円(赤字の場合は0)	円(赤字の場合は0)	円(赤字の場合は0)
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑩÷⑦)	%	%	%	100
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑩×⑭)	円	円	円	円
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮)				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、⑩欄について、それぞれの借入れの区分ごとに計算します。
- ※2 ⑩欄の割合及び⑭欄の金額を各共有者の「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」の⑤欄及び⑥欄に転記します。